

1 1 住 宅

1 生活福祉資金の住宅資金

障害者世帯や低所得世帯の方などが、住宅の補修、改築などを行う際に資金の貸付を受けることができます。

居住地区の民生委員にご相談ください。

1. 対 象 者	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯
2. 対 象 住 宅	補修、増築・改築（新築を除く）・保全の為に必要な経費
3. 貸付限度額 利 率	250万円以内 連帯保証人を立てる場合無利子。立てない場合、年1.5%。
4. 償 還 期 間	据置期間6カ月以内 7年以内に償還
5. 留 意 事 項	貸付できない場合 ・他制度の貸付が可能な場合、他制度が優先となります。 ・新築および土地、住宅の新規取得・工事内容が違法なもの ・建物を取り壊すための経費
6. 相談・問合先	・各地区の民生委員 ・（福）帯広市社会福祉協議会 公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎21-2414

2 公営住宅の優遇措置

障害者の方が、公営住宅へ申込む場合、抽選番号の加算などの優遇措置を受けられる場合があります。なお、公営住宅の空室等の関係から希望するところへ必ず入居できるものとは限りません。

1. 対 象	療育手帳A・Bの交付を受けている方がいる世帯
2. 申 請 先	（1）市営住宅 （市）住宅営繕課～市役所3階 ☎65-4190 （2）道営住宅 （株）エーワンホーム（指定管理者）西8南13 ☎22-2013